9　その他

(一)　この法律は、公布の日から施行することとした。（附則第一条関係）

(二)　政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況、原子力災害からの福島の復興及び再生の状況等を勘案し、福島の住民の意向に留意しつつ、課税の特例を含め、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずることとした。（附則第二条関係）

(三)　関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち福島に関するものについては、原子力災害による被害を受けた産業の復興及び再生の推進の必要性に鑑み、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずることとした。（附則第三条関係）

◇沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第九七号）（内閣府本府）

1　総則

インターネット付随サービス業、特定情報通信事業、情報通信技術利用事業、産業高度化・事業革新促進事業、国際物流拠点産業、特定国際物流拠点事業に該当する事業等について定めることとした。（第一条の二～第四条の三関係）

2　産業の振興

(一)　観光地形成促進地域の区域内における特定販売施設の面積に係る要件について、特定小売施設及び特定飲食施設の床面積の合計がおおむね二、〇〇〇平方メートル以上、専ら免税品を販売するために設置される店舗の用に供される床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以上とするとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第六条～第八条関係）

(二)　情報通信産業特別地区、国際物流拠点産業集積地域及び金融業務特別地区（以下「各地区等」という。）における事業認定の要件について、各地区等の区域内においては専ら特定の事業を営むものであること、各地区等の区域外にある事業所では付随的業務以外の業務を行わないものであること及び各地区等の区域外にある事業所で付随的業務に従事する従業員の数が特定の数以下であること等とするとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第九条～第一二条、第二一条～第二三条、第二六条及び第二七条関係）

(三)　産業高度化・事業革新促進地域について、改正前の産業高度化地域の要件に該当する地域に加え、沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品が生産されている地域又は当該鉱工業品の生産に係る技術を活用した製品が製造されている地域及びその周辺の労働力の確保が容易であること等の要件に該当する地域を指定することが可能となるよう所要の改正を行うとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第一三条関係）

(四)　沖縄の中小企業者の経営基盤強化支援に係る指定業種についての規定を廃止することとした。

3　大規模振興拠点駐留軍用地跡地の要件等

大規模振興拠点駐留軍用地跡地の要件等に係る規定を廃止することとした。

4　国の負担又は補助の割合の特例等

沖縄振興特定事業計画に定める事業に係る規定を廃止することとした。

5　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第九八号）（内閣府本府）

1　題名

題名を「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令」に改めることとした。

2　法第二条第二号の政令で定める権利

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第二号の政令で定める権利は、地上権とすることとした。（第一条関係）

3　給付金の支給の手続等

(一)　法第一〇条第一項の給付金（以下この3において単に「給付金」という。）は、引渡日（同項に規定する引渡日をいう。）の翌日以後一年ごとに区分した各期間について支給するものとした。（第二条第一項関係）

(二)　給付金の支給を受けようとする者は、防衛省令で定めるところにより、沖縄防衛局長を経由して、給付金支給申請書を防衛大臣に提出しなければならないものとした。（第二条第二項関係）

(三)　防衛大臣は、(二)の申請書の提出を受けたときは、支給すべき給付金の有無及び給付金を支給すべき場合はその額を決定し、遅滞なく当該申請者に通知しなければならないものとした。（第二条第三項関係）

(四)　(三)に規定する防衛大臣の権限は、防衛省令で定めるところにより、その一部を沖縄防衛局長に委任することができるものとした。（第二条第四項関係）

4　特定駐留軍用地の要件

(一)　法第一二条第一項の政令で定める規模は、五ヘクタールとすることとした。（第三条第一項関係）

(二)　法第一二条第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとした。

(1)　当該駐留軍用地の区域内の公有地（法第一二条第一項に規定する公有地をいう。以下この(1)において同じ。）及び土地開発公社（同項に規定する土地開発公社をいう。）の所有する公有地となるべき土地（(2)において「公有地等」という。）の面積の合計が当該駐留軍用地の面積の二〇パーセント未満であること。

(2)　当該駐留軍用地の区域内の国有地及び公有地等以外の土地の面積の合計が当該駐留軍用地の面積の四〇パーセント以上であること。（第三条第二項関係）

5　法第一四条第二項第六号の政令で定める規模

法第一四条第二項第六号の政令で定める規模は、二〇〇平方メートルとすることとした。ただし、当該駐留軍用地の跡地の有効かつ適切な利用を推進するため特に必要があると認められるときは、関係市町村は、条例で、一〇〇平方メートル以上二〇〇平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができるものとした。（第四条関係）

6　法第一五条第一項の政令で定める規模

法第一五条第一項の政令で定める規模は、二〇〇平方メートルとすることとした。ただし、当該駐留軍用地の跡地の有効かつ適切な利用を推進するため特に必要があると認められるときは、関係市町村の長は、当該関係市町村の規則で、一〇〇平方メートル以上二〇〇平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができるものとした。（第五条関係）

7　法第二四条の政令で定める事業

法第二四条の政令で定める事業は、土地区画整理法（昭和二九年法律第一一九号）による土地区画整理事業及び土地改良法（昭和二四年法律第一九五号）による土地改良事業とすることとした。（第六条関係）

8　法第二七条第一項の政令で定める面積

法第二七条第一項の政令で定める面積は、二〇〇ヘクタールとすることとした。（第七条関係）

9　特定給付金の支給の手続等

(一)　法第二九条第一項の特定給付金（(二)において単に「特定給付金」という。）は、基準日（同条第一項に規定する基準日をいう。）以後一年ごとに区分した各期間（一年未満の期間が生じたときは、その一年未満の期間）について支給するものとした。（第八条第一項関係）

(二)　3の(二)から(四)までの規定は、特定給付金について準用するものとした。（第八条第二項関係）

10　その他（附則）

この法律の施行期日を定めるとともに、所要の規定の整備を行うものとした。

◇特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第九九号）（財務省）

一　特別会計に関する法律施行令の一部改正（第一条関係）

1　総則

(一)　東日本大震災復興特別会計に係る歳入歳出等に関する計算書類等の調製は復興大臣が行うこととし、これに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。